

回数制限を超え受ける診療（リハビリテーション）について

保険診療では、

「標準的算定日数を超えた患者については、1月につき13単位」

までは保険が給付されます。

患者からそれ以上のリハビリの要望がある場合については特例があります。自己負担により規定する回数を超えて行うことができる下記の制度があります。

当院では、患者様が要望され、患者様の治療に対する意欲を高める場合に限りリハビリテーションの訓練を実施しております。その場合の費用については下記の料金となります。

ただし、1日あたりの上限は6単位までです。

◆特別料金は1単位あたり下記の金額になります。

●脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（1単位）

（1）脳血管疾患等（言語聴覚療法） 2,695円（税込み）

（2）脳血管疾患等（上記以外） 2,037円（税込み）

●廃用症候群リハビリテーション料（I）（1単位）

（1）廃用症候群 2,037円（税込み）

●運動器リハビリテーション料（I）（1単位）

（1）運動器 2,037円（税込み）

詳細については、リハビリテーション科、または2階入院手続・会計室にお問い合わせください。